

自然再生活動推進費

51百万円（45百万円）

自然環境局自然環境計画課

### 1. 事業の概要

平成15年1月に施行された自然再生推進法第4条において、国及び地方公共団体の責務として、「地域住民、特定非営利活動法人その他の民間の団体等が実施する自然再生事業について、必要な協力をするよう努める」こととされており、具体的には、同法第11条において、自然再生の実施者の相談に応じる体制の整備を図ること、また、第15条においては、財政上の措置等を講ずるよう努めることとされている。

平成17年7月現在、同法に基づく自然再生協議会が全国15箇所で設立されており、今後さらに増えていく見込み。

そのため、同法第11条に示された体制整備の一環として、引き続き相談窓口業務に必要な情報基盤の整備やホームページにおける情報提供と、法第17条第2項に示された自然再生専門家会議の運営を行う。

さらに、自然再生に関わるNPO等の人材を育成するため、ワークショップ等を通じて、活動団体と専門家との連携を構築するとともに、再生手法の検討や情報の交換を行い、自然再生の普及啓発を図る。

### 2. 事業計画

事業内容	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
(1) 地域データ収集整備				→
(2) 専門家ネットワーク形成				→
(3) 自然再生専門家会議運営				→
(4) 情報収集・提供システムの整備				→
(5) 技術的活動支援				→

### 3. 施策の効果

自然再生推進法に基づく自然再生事業を行うNPO等民間団体の活動基盤の強化。

NPO等民間団体の活動を中核とするきめ細かな自然再生事業の推進による地域固有の生態系回復の円滑な推進。

地域の自主的な自然再生の取組が継続されるための体制づくりの推進。

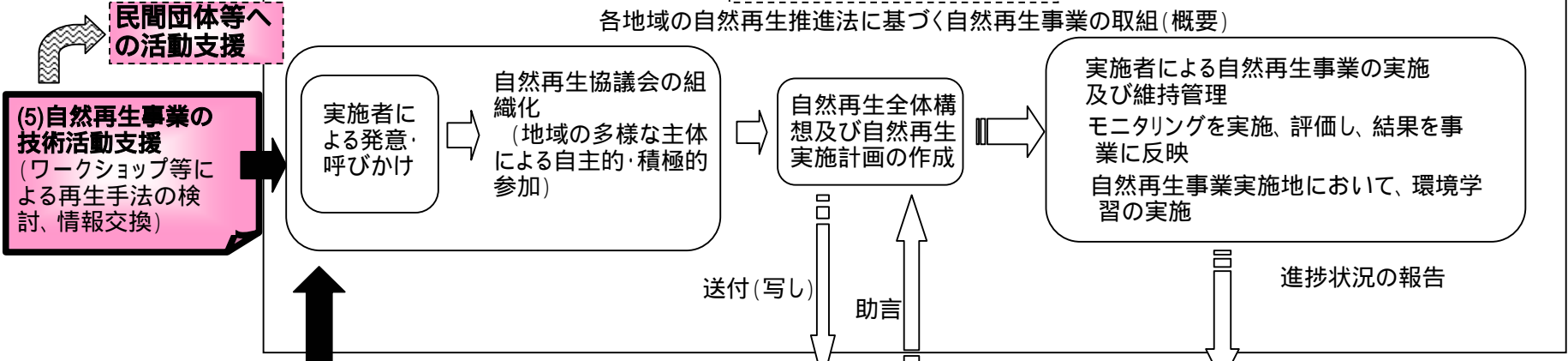
# 自然再生活動推進費

(4) 自然再生に関する情報収集・提供システムの整備(ホームページ管理・作成)



一般、協議会メンバー向け情報提供・交流の場

各地域の自然再生推進法に基づく自然再生事業の取組(概要)



(1) 自然再生関連地域データの収集整備  
(民間からの相談に対応するための基本的情報基盤の整備)

(2) 地域における専門家のネットワーク化  
(科学的知見を適時的確に得るため地方専門家会議を運用)

主務大臣・知事  
(主務大臣:環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)

主務大臣は助言に際し、意見を聴く

(3) 自然再生専門家会議の運営  
(自然環境に関し専門的知識を有する学識経験者等の会議)

行政間の連絡調整強化、情報収集

専門家同士の横の連携強化、知見の向上

□ → 自然再生推進法の流れ(例)  
 ◻ → 自然再生活動推進

